

短期組合員退職届書

所属所名			共済組合受付印
組合員証記号番号	公立島根		
氏名			
生年月日	年 月 日	/	
退職(任期満了) 年月日	年 月 日	資格喪失証明書	退職後に国民健康保険に加入する場合、又は家族の被扶養者になる場合のみ選択。
		要 不要	
退職後の住所 (退職後に住所が変わる場合のみ、必ず記載してください。)	〒		
組合員となった日の前日に加入していた健康保険制度について	保険者名	例: 国民健康保険、家族の被扶養者、全国健康保険協会(協会けんぽ)、地方職員共済組合〇〇県支部、〇〇県市町村職員共済組合、〇〇会社健康保険組合、公立学校共済組合〇〇支部、後期高齢者医療制度	
	加入期間	年 月 ~ 年 月	
チェック欄 内容を必ず確認し、該当する場合にはチェックを付してください。 詳細については裏面参照	<input type="checkbox"/> 任意継続組合員に加入することを希望する(加入するには、別途申出書の提出が必要です。)		
	退職の日の前日までに1年以上組合員期間*がある場合、希望すれば最長2年間公立学校共済組合の任意継続組合員とすることができます。退職後、家族が加入している健康保険(共済組合を含む。)の被扶養者になる、又は勤務先の健康保険に加入する方はチェックしないでください。*裏面参照 →問い合わせ先 【制度】短期給付担当:0852-22-5431、【掛金(保険料)】経理担当:0852-22-5483		
	<input type="checkbox"/> 1年以上組合員期間*があり、退職した日において、すでに病気やけがにより勤務することができなくなった期間(休暇の種類は問わないため、私傷病休暇・休職のみでなく、年次有給休暇を取得し休んでいた期間も含む)が連続で3日を経過しており、かつ退職後も退職前の傷病状態による療養のため労務不能の見込みである。*裏面参照		
	この項目でチェックが付く場合、資格喪失後の傷病手当金の支給を受けることができます。 →問い合わせ先 現金給付担当:0852-22-5431		
<input type="checkbox"/> 1年以上組合員期間*があり、出産予定日(又は出産日)前42日から出産日後56日までの期間内に退職した。*裏面参照			
この項目でチェックが付く場合、資格喪失後の出産手当金の支給を受けることができます。 →問い合わせ先 現金給付担当:0852-22-5431			
自宅電話番号(退職後)	- -	携帯電話番号	- -
本書のとおり退職をいたしましたので届け出ます。 公立学校共済組合島根支部長 様 令和 年 月 日 〒 - 住 所 組合員 氏 名 (自署によらない場合は押印が必要です。)			
所属所受付印	短期組合員退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属所名 所属所長(職・氏名) [公印]		
共済組合使用欄			
事務次長	担当	電算入力日	

退職後の短期給付

次の給付は、給付要件を満たせば、任意継続組合員制度加入の有無に関わりなく請求することができます。

埋葬料	<p>(1) 給付要件 組合員であった者が<u>退職後3月以内</u>に死亡したとき。</p> <p>(2) 給付内容 (ア) 退職時に被扶養者がいた場合：被扶養者であった者に50,000円を支給 (イ) 退職時に被扶養者がいない場合：実際に埋葬を行った者に埋葬に要した費用に相当する額を支給</p> <p>(3) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬料・同附加金請求書（共済組合島根支部のHPからダウンロード） ・ 埋（火）葬許可証の写し ・ 振込先口座の通帳の写し ・ 【被扶養者がいない場合のみ】葬儀に要した費用を証明する書類の写し <p>(4) 注意事項 退職後死亡するまでの間に他の組合等の資格を取得した場合は支給されません。</p>
傷病手当金	<p>(1) 給付要件 1年以上組合員であった者（※）が以下のア、イのいずれかに該当し、かつ<u>退職後も退職前の傷病状態による療養のため労務不能であること。</u> (ア) 退職時にすでに傷病手当金の支給を受けており、支給期間が残っているとき。 (イ) <u>退職した日において、すでに病気やケガにより勤務することができなくなった期間（休暇の種類は問わないため、私傷病休暇・休職のみでなく、年次有給休暇を取得し休んでいた期間も含む）が連続で3日を経過しているが、報酬との調整などで傷病手当金が支給されていないとき。</u> ※労働能力がある場合（自家営業を行っている、事業所に雇用されている、勤務できる状態にありながら適当な職がないため勤務しない等）には支給されません。</p> <p>(2) 給付内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたりの支給額：「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額」の平均額 × 1/22 × 2/3 ・ 支給期間：同一の傷病について、支給開始日から通算して最大1年6ヶ月（結核3年）。 <p>(3) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病手当金請求書（共済組合島根支部のHPからダウンロード）に、<u>病気やケガによる療養のため勤務できないことに関する医師の証明を受けたもの</u> <u>毎月1枚ずつ提出すること</u> ・ 【初回請求時のみ】出勤簿の写し（退職日まで、3日間連続で休んでいたことが確認できるもの） <p>(4) 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職後に傷病手当金の支給を受けると、被扶養者の認定要件の一つである「恒常的な年間収入が130万円未満であること」を満たさず、<u>ご家族の被扶養者にはなれない可能性が高くなります。</u> ・ 同一傷病による障害厚生年金等の支給を受ける場合は、傷病手当金の調整が行われます。
出産費	<p>(1) 給付要件 1年以上組合員であった者（※）が<u>退職後6月以内</u>に出産したとき。</p> <p>(2) 給付内容 420,000円（産科医療補償制度対象外分娩の場合は408,000円）</p> <p>(3) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費・家族出産費内払金請求書（差額請求分）<u>直接支払制度対応</u>（共済組合島根支部のHPからダウンロード） ・ 出産（分娩）費用明細書の写し（「産科医療補償制度加入機関」の印が押されたもの） ・ 直接支払制度の利用に関する合意文書の写し <p>(4) 注意事項 退職後出産するまでの間に他の組合等の資格を取得した場合は支給されません。 ※1年以上組合員であった者が出産予定日又は出産日以前42日から出産日後56日までの期間内に退職している場合、出産手当金が支給されますので、共済組合短期給付担当までご連絡ください。</p>

（※）この組合員期間には、以下の期間を通算することができます。

- ・ 当支部の組合員となった日に引き続く公立学校共済組合の他支部の組合員であった期間
- ・ 当支部の組合員となった日に引き続く他の地方公務員共済組合（地方職員共済組合、市町村職員共済組合、警察共済組合等）の組合員であった期間
- ・ 国家公務員共済組合の組合員であった期間

<問い合わせ先>

公立学校共済組合島根支部 短期給付担当

TEL0852-22-5431

短期組合員退職届書

記入例

所属所名	〇〇小学校		共済組合受付印
組合員証記号番号	公立島根	t01234	
氏名	共済 太郎		
日		退職後に国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者になる場合で「資格喪失証明書」が必要な場合は、必ず記入してください。	
日	資格喪失証明書	退職後に国民健康保険に加入する場合のみ選択	要 不要
(退職後に住所が変わる場合のみ、必ず記載してください。)		必ず記入してください。	
退職後に住所が変わる場合のみ、必ず記入してください。	名	全国健康保険協会	
	加入期間	例: 国民健康保険、家族の被扶養者、全国健康保険協会(けんぽ)、地方職員共済組合〇〇県支部、〇〇県市町村職員共済組合、〇〇市健康保険組合、公立学校共済組合〇〇支部、後期高齢者医療制度	
チェック欄 内容を必ず確認し、該当する場合にはチェックを付してください。 詳細については裏面参照	<input type="checkbox"/>	任意継続組合員に加入すること	
	<input type="checkbox"/>	退職の日の前日までに1年以上組合員として継続組合員となることができます。退職する、又は勤務先の健康保険に加入する →問い合わせ先 【制度】短期給付担当	
	<input type="checkbox"/>	1年以上組合員期間*があり、退任期間(休暇の種類は問わない)が連続で3日を経過しており、かつ退職後も退職前の勤務状態による療養のついでにこの勤務不能の見込みである。 ※裏面参照	
	<input type="checkbox"/>	1年以上組合員期間*があり、出産予定日(又は出産日)前42日から出産日後56日までの期間内に退職した。 ※裏面参照	
自宅電話番号(退職後)	-	氏名にアルファベットを含む方が自署をする場合、アルファベットでの自署で構いません。	
本書のとおり退職をしましたので届け出ます。 公立学校共済組合島根支部長 様			
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△町〇〇番地〇-〇〇			
退職日の日付の所属所の收受印を必ず押印してください。 ※年度末退職の場合は、当該年の3月31日で押印してください。		共済 太郎 (自署によらない場合)	
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		退職日を記入してください。 ※年度末退職の場合は、当該年の3月31日を記入してください。	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 收受 20〇〇.〇〇.〇〇 〇〇小学校 </div>		所属所名 〇〇小学校	
		所属所長(職・氏名) 校長 公立 太郎	
共済組合使用欄			
事務次長	担当	電算入力日	

退職後の短期給付

次の給付は、給付要件を満たせば、任意継続組合員制度加入の有無に関わりなく請求することができます。

埋葬料	<p>(1) 給付要件 組合員であった者が<u>退職後3月以内</u>に死亡したとき。</p> <p>(2) 給付内容 (ア) 退職時に被扶養者がいた場合：被扶養者であった者に50,000円を支給 (イ) 退職時に被扶養者がいない場合：実際に埋葬を行った者に埋葬に要した費用に相当する額を支給</p> <p>(3) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬料・同附加金請求書（共済組合島根支部のHPからダウンロード） ・ 埋（火）葬許可証の写し ・ 振込先口座の通帳の写し ・ 【被扶養者がいない場合のみ】葬儀に要した費用を証明する書類の写し <p>(4) 注意事項 退職後死亡するまでの間に他の組合等の資格を取得した場合は支給されません。</p>
傷病手当金	<p>(1) 給付要件 1年以上組合員であった者（※）が以下のア、イのいずれかに該当し、かつ<u>退職後も退職前の傷病状態による療養のため労務不能であること。</u> (ア) 退職時にすでに傷病手当金の支給を受けており、支給期間が残っているとき。 (イ) <u>退職した日において、すでに病気やケガにより勤務することができなくなった期間（休暇の種類は問わないため、私傷病休暇・休職のみでなく、年次有給休暇を取得し休んでいた期間も含む）が連続で3日を経過しているが、報酬との調整などで傷病手当金が支給されていないとき。</u> ※労働能力がある場合（自家営業を行っている、事業所に雇用されている、勤務できる状態にありながら適当な職がないため勤務しない等）には支給されません。</p> <p>(2) 給付内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたりの支給額：「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額」の平均額 × 1/22 × 2/3 ・ 支給期間：同一の傷病について、支給開始日から通算して最大1年6ヶ月（結核3年）。 <p>(3) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病手当金請求書（共済組合島根支部のHPからダウンロード）に、<u>病気やケガによる療養のため勤務できないことに関する医師の証明を受けたもの</u> <u>毎月1枚ずつ提出すること</u> ・ 【初回請求時のみ】出勤簿の写し（退職日まで、3日間連続で休んでいたことが確認できるもの） <p>(4) 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職後に傷病手当金の支給を受けると、被扶養者の認定要件の一つである「恒常的な年間収入が130万円未満であること」を満たさず、<u>ご家族の被扶養者にはなれない可能性が高くなります。</u> ・ 同一傷病による障害厚生年金等の支給を受ける場合は、傷病手当金の調整が行われます。
出産費	<p>(1) 給付要件 1年以上組合員であった者（※）が<u>退職後6月以内</u>に出産したとき。</p> <p>(2) 給付内容 420,000円（産科医療補償制度対象外分娩の場合は408,000円）</p> <p>(3) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費・家族出産費内払金請求書（差額請求分）<u>直接支払制度対応</u>（共済組合島根支部のHPからダウンロード） ・ 出産（分娩）費用明細書の写し（「産科医療補償制度加入機関」の印が押されたもの） ・ 直接支払制度の利用に関する合意文書の写し <p>(4) 注意事項 退職後出産するまでの間に他の組合等の資格を取得した場合は支給されません。 <u>※1年以上組合員であった者が出産予定日又は出産日以前42日から出産日後56日までの期間内に退職している場合、出産手当金が支給されますので、共済組合短期給付担当までご連絡ください。</u></p>

（※）この組合員期間には、以下の期間を通算することができます。

- ・ 当支部の組合員となった日に引き続く公立学校共済組合の他支部の組合員であった期間
- ・ 当支部の組合員となった日に引き続く他の地方公務員共済組合（地方職員共済組合、市町村職員共済組合、警察共済組合等）の組合員であった期間
- ・ 国家公務員共済組合の組合員であった期間

<問い合わせ先>

公立学校共済組合島根支部 短期給付担当

TEL0852-22-5431